

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、委託者の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者は、委託者の書面による承諾により、この契約による事務を再委託する場合は、委託者が受託者に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を再委託先に講じさせなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務を再委託した場合は、再委託先のこの契約の事務に関する行為及びその結果について、受託者と再委託先との契約の内容にかかわらず、委託者に対して責任を負うものとする。
- 4 受託者は、この契約による事務を再委託した場合は、その履行を管理監督するとともに、委託者の求めに応じてその状況等を委託者に報告しなければならない。
(資料等の返還、廃棄又は消去)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受託者は、前項の個人情報を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、委託者に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。
(事務従事者への周知及び指導監督)

第9条 受託者は、この契約による事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して次に掲げる事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(2) 前号に違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 受託者は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況を確認するため、受託者及び再委託先に対して随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第11条 受託者は、この契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 委託者は、この契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（指示）

第12条 委託者は、受託者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うものとする。

（契約の解除）

第13条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めた

ときは、契約の解除をすることができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者の故意又は過失により、委託者又は第三者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。